稲敷市教育大綱について

1. 位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育,学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けるもので,稲敷市総合計画の重点プロジェクトや政策別計画と連動し,かつ,教育振興基本計画の目標や施策の基本となるものです。

2. 期 間

平成29年度(2017年度)~令和3年度(2021年度)

3. 基本テーマ

「郷土を愛し、未来に向かって、たくましく生き抜く力の育成」

4. 策定時期

平成29年3月

《参 考》

【大綱に関する文部科学省の考え方】

(平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局

長 通知)

(1) 定義

- ・ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策 について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- ・ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
 - ・ 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。
- (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において,教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には,その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから,地方公共団体の長が,総合教育会議において教育委員会と協議・調整し,教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途,大綱を策定する必要はない。